

令和2年6月10日
(令和3年1月12日一部変更)

インターンシップ参加希望学生 各位

学務部学生支援課就職支援室長

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえたインターンシップの参加について（通知）

全国的に緊急事態宣言措置が解除されましたが、依然として感染拡大への警戒は続いています。また、この新型コロナウイルス感染症の特徴として、不顕性感染者（感染したにもかかわらず症状が現れない者）となった若者が、感染拡大を引き起こすことが知られています。このような状況を踏まえ、インターンシップは下記に留意のうえ参加してください。

なお、正課のインターンシップは各所属の担当教員または担当課の指示に従ってください。

記

1. インターンシップ事前研修（インターンシップガイダンス）動画の視聴

インターンシップに参加する1週間前までに、心構えやビジネスマナー、注意事項等をまとめた事前指導動画を必ず視聴すること。

金沢大学 TOP > 教育 > 進学/就職 > 在学生の方へ > インターンシップ
<https://www.kanazawa-u.ac.jp/education/employment/students/internship>

2. インターンシップの参加可否

原則として「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた金沢大学の活動指針」（以下「活動指針」）の教育（講義・演習、実験・実習）に準じ、以下のとおりとする。

ただし、全てオンラインで実施されるインターンシップはレベルに関わらず参加可とする。

【本学活動指針に準じたインターンシップの参加可否】

活動指針 教育	インターンシップ参加可否
レベル0	通常どおり参加可
レベル1	感染防止対策の上、参加可
レベル2	感染防止対策の上、ソーシャルディスタンス（4 m ² /人程度のスペース）が確保されている環境であることを条件に参加可 ただし長時間複数人で会話するグループワーク形式は参加不可
レベル3以上	参加不可

3. インターンシップ参加のための石川県外への移動の可否

石川県内に居住している者が、インターンシップに参加するために県外へ移動する場合は、「活動指針」の出張・旅行に準じ、以下のとおりとする。また、長期休暇中に、帰省先からインターンシップに参加するために県外に移動する場合も同様とする。

【本学活動指針に準じたインターンシップ参加のための県外移動の可否】

活動指針 出張・旅行	石川県外への移動（長期休暇中の帰省先から県外への移動）の可否
レベル0	通常どおり県をまたぐ移動・宿泊可
レベル1	感染防止対策のうえ、注意して県をまたぐ移動・宿泊可 （別途、所属からの指示がある場合はそれに従うこと）
レベル2	流行地域への移動・宿泊は、所属の指示に従うこと。
レベル3	緊急事態宣言対象地域及びその他の地域への移動・宿泊は所属の指示に従うこと。
レベル4	全ての移動・宿泊は禁止

4. インターンシップの申込み

申込み時または参加が確定した時点で、感染症拡大状況によっては大学からの要請または指示により参加できなくなる場合があることを受入企業等の担当者に伝えること。また、インターンシップは、3つの条件（密閉、密集、密接）が全て回避されている環境で行われることを確認すること。

5. その他

- ・体調管理に努め、インターンシップ参加2週間前から参加後2週間は、保健管理センター所定の様式（健康チェックシート）を用いて検温・自覚症状の確認を行うこと。
- ・引き続き、大学が通知する感染症関連の情報を必ず確認すること。
- ・自身もマスクを着用するなど万全の感染症対策を講じること。
- ・感染症対策が講じられない環境下での参加を指示された場合は、指導教員または就職支援室に相談すること。
- ・インターンシップ参加に係る学内手続きを必ず行うこと。（「誓約兼届出」登録と「保険加入」は義務）

【参考】大学ウェブサイト

- ・金沢大学 TOP > 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について（活動指針、健康チェックシートもこちら）
https://www.kanazawa-u.ac.jp/university/corporation/risk_management/new_coronavirus
- ・金沢大学 TOP > 在学生 > 進学／就職 > 在学生の方へ > インターンシップ
<https://www.kanazawa-u.ac.jp/education/employment/students/internship>

（担当）学務部学生支援課就職支援室 インターンシップ担当

電話：076-264-6189 メール：syukatsu@adm.kanazawa-u.ac.jp